

## くまもとの木を活かす木造住宅等推進事業実施要領

### (目的)

第1条 木造住宅や事業所などの不特定多数の者が訪れる建物の施工及び地域の特色を活かした景観づくりに熊本県産の木材（以下「県産木材」という。）や熊本県産の緑化木（以下「県産緑化木」という。）を積極的に活用し、身近に触れることで、県民に県産木材及び県産緑化木（以下「県産資材」という。）の良さを周知啓発し、もって木材の需要拡大を図ることを目的として、「くまもとの木を活かす木造住宅等推進事業」（以下「本事業」という。）を実施する。

### (事業の実施)

第2条 本事業の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領により定めるものとする。

### (事業内容等)

第3条 本事業の事業内容、事業実施主体、補助率、採択要件等は、別表1のとおりとする。

### (定義)

第4条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 県産木材とは、県内で生産された素材（スギ、ヒノキ、マツ等の針葉樹及びシイ、カシ、クス等の広葉樹）を県内の製材所が加工した木材製品とする。

なお、県内で生産された素材を県外で集成加工等したものについては、県内で使用する場合に限り、県産木材とみなす。ただし、提供する県産木材は別表2の規格のとおりとする。

(2) 県産緑化木とは、県内の生産者が県内の圃場で育成した緑化木とする。

### (補助対象経費)

第5条 事業実施主体が実施する次の事業経費及び事務費に対して補助を行う。

(1) 県産資材提供事業に係る事業経費

(2) 木を活かした景観づくり事業に係る事業経費

(3) (1)及び(2)の事業実施に係る次に掲げる事務費

ア 賃金

イ 旅費

ウ 役員費（会場借上料、通信運搬費等）

エ 需用費（消耗品費、印刷費等）

### (希望者の募集)

第6条 一般社団法人熊本県木材協会連合会（以下「県木連」という。）は、県産資材の提供及び補助金の交付を希望する者（以下「希望者」という。）の募集を行うとともに、希望者から必要事項を記載した申請書を徴するものとする。

### (県産資材の提供を受ける者の決定)

第7条 県木連は、木造住宅の新築又は増改築を施工する工務店等への県産資材提供希望者のうち、別表1の1の採択要件の全てを満たす工務店等（県内に事業所を置く者に限る。）を県産資材を提供する者として決定する。ただし、条件を満たす希望者が多数の場合は抽選により決定するものとする。また、事業所などの不特定多数の者が訪れる建物の新築又は増改築を施工する工務店等への県産材の提供は、県木連内に設置する選定委員会で決定することとする。

#### (補助金の交付を受ける者の決定)

第8条 県木連は、木を活かした景観づくり事業の補助金交付希望者のうち、別表1の2の採択要件の全てを満たす団体への補助金交付については、県木連内に設置する選定委員会で決定することとする。

#### (県産資材の検査)

第9条 県木連及び熊本県樹芸農業協同組合（以下「樹芸農協」という。）は、本事業で提供する県産資材について、別表2に定める規格について検査を行うものとする。

#### (補助金交付申請)

第10条 要項第6条第2項第1号の事業計画書の様式は、別記第1号様式によるものとする。

#### (補助事業等の内容等の変更)

第11条 要項第8条第2項の事業変更計画書の様式は、別記第1号様式によるものとする。

#### (事業の完了)

第12条 県木連及び樹芸農協は、事業が完了したときは、速やかに事業完了届（別記第2号様式）を知事に提出するものとする。

#### (確認検査)

第13条 知事は、前条の完了届の提出があったときは、検査員に本事業の適否についての確認検査をさせるものとする。

2 検査員は、関係書類等の検査を行い、確認検査調書（別記第3号様式）を添えて復命しなければならない。

#### (実績報告)

第14条 要項第13条第2項第1号の事業実績書は、別記第4号様式によるものとする。

#### (事業の推進)

第15条 県木連及び樹芸農協は、県及び関係団体等と連携を図り、事業の円滑な推進に努めるものとする。

#### (雑 則)

第16条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

#### 附 則

1 この要領は、平成31年（2019年）4月11日から施行する。

2 次に掲げる要領は、廃止する。

(1) くまもと県産木造住宅づくり復興推進事業実施要領（平成29年4月3日施行）

(2) くまもとの木の空間づくり支援事業実施要領（平成30年5月8日施行）

(3) 木を活かした景観づくり支援事業実施要領（平成27年4月30日施行）

#### 附 則

この要領は、令和2年（2020年）8月7日から施行する。

別表1 (第3条関係)

<p>1 県産資材提供事業</p>	<p>(1) 事業内容 木造住宅の新築又は増改築を施工する工務店等並びに事業所などの不特定多数の者が訪れる建物の新築又は増改築を施工する工務店等に県産木材及び県産緑化木を無償で提供する。</p> <p>(2) 事業実施主体 ①県産木材：一般社団法人熊本県木材協会連合会 ②県産緑化木：熊本県樹芸農業協同組合</p> <p>(3) 補助率 定額</p> <p>(4) 提供する県産資材 本事業により提供する県産資材の種類は次のとおりとする。 ①木造住宅の新築又は増改築を施工する工務店等 ア スギ柱材 イ スギ梁・桁材 ウ スギ・ヒノキ内装材 エ スギ・ヒノキ複合構造用合板 オ 県産緑化木（中・高木類、低木類、生垣類）  ②事業所などの不特定多数の者が訪れる建物の新築又は増改築を施工する工務店等 ア スギ柱材 イ スギ梁・桁材 ウ スギ・ヒノキ内装材 エ スギ・ヒノキ複合構造用合板</p>
-------------------	--

(5) 提供する県産資材の数量

①木造住宅の新築を施工する工務店等

ア 県産木材 希望者が実際に使用する数量。ただし、一棟あたり18万9千円相当を上限とする。  
また、世帯主（又は世帯主の配偶者）との続き柄が、祖父母、父母、子（又は子の配偶者）及び孫となる直系世代のうち三つ以上の世代が同居する住宅（以下「三世代住宅」という。）並びにくまもと型伝統構法を用いた住宅（以下「伝統構法住宅」という。）は、一棟あたり25万2千円相当を上限とする。

イ 県産緑化木 希望者が実際に使用する数量。ただし、1万2千円（三世代住宅及び伝統構法住宅は2万円）を上限とする本数。

②戸建て木造住宅の増改築を施工する工務店等

ア 県産木材 希望者が実際に使用する数量の1/2。ただし、一棟あたり18万9千円（三世代住宅は25万2千円）相当を上限とする。

イ 県産緑化木 希望者が実際に使用する数量。ただし、1万2千円（三世代住宅は2万円）を上限とする本数。

③事業所などの不特定多数の者が訪れる建物の新築を施工する工務店等

県産木材 希望者が実際に使用する数量。ただし、一棟あたり56万7千円相当を上限とする。

④事業所などの不特定多数の者が訪れる建物の増改築を施工する工務店等

県産木材 希望者が実際に使用する数量の1/2。ただし、一棟あたり56万7千円相当を上限とする。

	①県産木材	②県産緑化木
①木造住宅新築	実際に使用する数量：18万9千円相当上限 (三世代住宅及び伝統構法住宅は25万2千円上限)	1万2千円相当上限 (三世代住宅及び伝統構法住宅は2万円相当上限)
②木造住宅増改築	実際に使用する数量の1/2：18万9千円相当上限 (三世代住宅は25万2千円相当上限)	1万2千円相当上限 (三世代住宅2万円相当上限)
③事業所新築	実際に使用する数量：56万7千円相当上限	
④事業所増改築	実際に使用する数量の1/2：56万7千円相当上限	

(6) 採択要件

①木造住宅の新築を施工する工務店等

- ア 一般住宅及び三世帯住宅については、別表3に定める構造材のうち県産木材を50パーセント以上、伝統構法住宅の構造材(柱、梁及び足固め材)は、県産木材を100パーセント使用すること
- イ 提供された県産木材の一部を竣工後目に見える形で施工すること
- ウ 当該住宅に居住する施主と工事請負契約を締結しており、かつ、本事業への申請及び事業実施を証する提供木製プレートの掲示について了承を得ていること
- エ 県から提供された県産資材を事業実施年度内に活用すること
- オ 県が実施する広報用写真撮影、提供された県産資材を使用した住宅の構造・完成見学会等、展示PRの場として協力するとともに、完成後のアンケートに応じること
- カ 提供された県産資材を使用した住宅を活用し、木造住宅の良さや県産資材活用の意義の周知啓発に努めること

②戸建て木造住宅の増改築を施工する工務店等

- ア 建築に使用する木材のうち、県産木材を50パーセント以上使用すること
- イ 提供された県産木材の一部を竣工後目に見える形で施工すること
- ウ 当該住宅に居住する施主と工事請負契約を締結しており、かつ、本事業への申請及び事業実施を証する提供木製プレートの掲示について了承を得ていること
- エ 県から提供された県産資材を事業実施年度内に活用すること
- オ 県が実施する広報用写真撮影、提供された県産資材を使用した住宅の構造・完成見学会等、展示PRの場として協力するとともに、完成後のアンケートに応じること
- カ 提供された県産資材を使用した住宅を活用し、木造住宅の良さや県産資材活用の意義の周知啓発に努めること

③事業所などの不特定多数の者が訪れる建物の新築又は増改築を施工する工務店等

- ア 建築に使用する木材のうち、県産木材を50パーセント以上使用すること
- イ 提供された県産木材の一部を竣工後目に見える形で施工すること
- ウ 県内に建築する建物であり、居住とは別棟であること
- エ 施主と工事請負契約を締結しており、かつ、本事業への申請及び事業実施を証する提供木製プレートの掲示について了承を得ていること
- オ 県から提供された県産資材を事業実施年度内に活用すること
- カ 県が実施する広報用写真撮影、提供された県産資材を使用した建物の構造・完成見学会等、展示PRの場とし

	<p>て協力するとともに、完成後のアンケートに応じること</p> <p>キ 提供された県産資材を使用した建物を活用し、木造建築の良さや県産資材活用の意義の周知啓発に努めること</p> <p>(特記事項) ①～③のイに規定する「提供された県産木材の一部を竣工後目に見える形で施工すること」については、県作成パンフレット「熊本県産木材で建てたくまもとの「木の家」－施主さんの『声』－」等を参考にすること</p>
<p>2 木を活かした景観づくり事業</p>	<p>(1) 事業内容      県内の地域協議会、農商工関係団体等の地域の特色を活かした一定の広がりのある統一景観（町並み、自然、歴史及び文化的空間）の形成を行う公共性の高い団体（以下「補助事業者」という。）が、多くの県民等が利用する公共的空間（商店街、観光地など）に県産木材を使用した建築物、案内板、標識、外構施設、休憩施設等の新設又は補修（県産木材を使った補修に限る。）を行う場合に補助を行う。</p> <p>(2) 事業実施主体      一般社団法人熊本県木材協会連合会</p> <p>(3) 補助率      定額</p> <p>(4) 補助事業者に交付する補助上限額      一補助事業者につき100万円を上限とする。</p> <p>(5) 補助対象経費      補助対象となる経費は次のとおり      ①材料費：木材代、金物等の木工に必要な材料代等とする。      ②加工費：木材の加工代、防腐防蟻処理代等とする。      ③施工費：施工にかかる工事請負費、運搬費等とする。ただし、補修の場合の既存施設等の撤去等は除く。</p> <p>(6) 採択要件      次の要件を全て満たすものとする。      ア 景観形成の構想及び方針</p>

	<p>実施地域における一定の広がりのある統一景観（町並み、自然、歴史及び文化的空間）の形成に係るビジョンが確立していること</p> <p>イ 対象となる施設        県産木材を主に使用した建築物、案内板、標識、外構施設、休憩施設等（以下「施設等」という。）の新設又は補修を行うもののうち、PR効果が高い施設等であること</p> <p>ウ 施設等の設置場所        県内における、多くの県民等が利用又は目に触れる公共的空間（商店街、観光地など）に設置すること</p> <p>エ 県産木材のPR等への協力        完成した施設等に、県産木材を使用し、水とみどりの森づくり税を活用した施設であることを看板、プレート等に表示するとともに、広報用写真撮影、パンフレットの設置等県が行う県産木材のPRに協力すること</p> <p>オ 施設の管理体制        完成した施設等の管理、活用に関する体制ができていること</p> <p>カ その他        施設等の設置又は補修を事業年度内に確実に完了すること</p>
--	---

別表 2 (第 4 条関係)

「くまもとの木を活かす木造住宅等推進事業」で提供する県産資材の規格

① 構造材 (スギ柱材、スギ梁・桁材)

製材の日本農林規格 (制定：平成 19 年 8 月 29 日農林水産省告示第 1083 号、最終改正：平成 25 年 6 月 12 日農林水産省告示第 1920 号) の目視等級区分に定める、甲種 (構造用Ⅱ) 及び乙種構造材に乾燥処理を施した仕上げ材とする。

なお、以下に掲げる基準のほか、表示事項、表示の方法等については同規格の規定を適用する。

区 分	基 準									
	柱 材	梁・桁材								
寸 法	木口断面は 105×105 mm、120×120 mm、135×135 mm とし、材長は 3.0m を標準とする。	小口断面は短辺 105、120 mm、長辺 210、240、270 mm、材長は 3、4m を標準とする。								
表示された寸法と測定した寸法との差	木口の短辺及び木口の長辺 (75 mm 以上) 材 長            - 0 mm	+ 1.5 mm ~ - 0 mm								
含水率	20% 以下であること。									
基 準	乙種構造材の基準 1 級	甲種構造材の基準 2 級 (構造用Ⅱ)								
節 (材面における欠け、きず及び穴を含み、集中節を除く。以下この項において同じ。)	径比が 30% 以下であること。	径比が下記以下であること。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>狭い材面</td> <td colspan="2">40%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">広い材面</td> <td>材縁部</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>中央部</td> <td>40%</td> </tr> </table>	狭い材面	40%		広い材面	材縁部	25%	中央部	40%
狭い材面	40%									
広い材面	材縁部	25%								
	中央部	40%								
集中節 (材面における欠け、きず及び穴を含む。以下この項において同じ。)	径比が 45% 以下であること。	径比が下記以下であること。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>狭い材面</td> <td colspan="2">60%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">広い材面</td> <td>材縁部</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>中央部</td> <td>60%</td> </tr> </table>	狭い材面	60%		広い材面	材縁部	40%	中央部	60%
狭い材面	60%									
広い材面	材縁部	40%								
	中央部	60%								
丸 身	10% 以下であること。	20% 以下であること。								
貫通 割れ	木口	木口の長辺の寸法以下であること。	木口の長辺の寸法の 1.5 倍以下であること。							
	材面	ないこと。	材長の 1/6 以下であること。							
目まわり	木口の短辺の寸法の 1/2 以下であること。	木口の短辺の寸法の 1/2 以下であること。								
繊維走行の傾斜比	1 : 12 以下であること。	1 : 8 以下であること。								
平均年輪幅	6 mm 以下であること。	8 mm 以下であること。								
腐 朽	ないこと。	(1) 程度の軽い腐れの面積が腐れの存する材面の面積の 10% 以下であること。 (2) 程度の重い腐れがないこと。								
曲がり	0.1% 以下であること。	0.2% 以下であること。								
狂い及びその他の欠点	軽微なこと。	顕著でないこと。								



②-1 内装材（スギ・ヒノキ壁材）

区 分		基 準	備 考	
含水率		15%以下	製材の日本農林規格 （造作用製材の基準： 並）と同等	
寸法		木口の短辺及び長辺 （75mm未満）+1.0mm ～-0mm （75mm以上）+1.5mm ～-0mm		
表示された寸法と測定した寸法との差		材 長 -0mm ただし、SD15と表示するものにあつては、木口の短辺及び木口の長辺の項中「-0」とあるのは、「-0.5」と読み替えるものとする。		
節		並 （長径が木口の長辺の70%以下であること）		
丸 身		ないこと。		
腐朽、虫穴及び髓心		軽微であること。		
割れ	貫通割れ	木口		木口の長辺の寸法以下であること。
		材面		ないこと。
	材面の短小割れ	割れの長さの合計が材長の5%以下であること。		
曲がり		1.0%以下であること。		
そり（幅ぞりを含む。）又はねじれ		顕著でないこと。		
欠け、きず、穴、入り皮及びやにつぼ		軽微であること。		
変色、あて、かびその他の欠点		顕著でないこと。		

②-2 内装材 (スギ・ヒノキ床材)

区 分	基 準	備 考	
材面 (側面及び木口面を除く) の品質	<p>(1) 根太張用と表示しようとするものにあつては、長径が40mm (抜けるおそれのない死節にあつては20mm、抜け節、腐れ節又は抜けやすい節であつて、透き間がなく、脱落又は陥没のおそれがないように補修したものについては25mm) 以下であり、材長2m又は2m未満の端数につき6個以下であること。ただし、長径が3mm以下の生き節の数は算入しない。</p> <p>(2) 直張用と表示しようとするものにあつては、長径が40mm (抜け節、腐れ節又は抜けやすい節であつて、透き間がなく、脱落又は陥没のおそれがないように補修したものについては30mm) 以下であること。</p>	フローリングの日本農林規格 (制定: 昭和49年11月13日農林水産省告示第1073号、最終改正: 平成25年11月28日農林水産省告示第2903号) (単層フローリングボードと同等	
	入り皮、やにつぼ及びやにすじ		入り皮、やにつぼ又はやにすじの幅が、3mmを越えるものにあつては長さ30mm以下、3mm以下のものにあつては長さ60mm以下であること。
	腐れ及びぜい心		ないこと。
	変色		樹種固有の色沢に大きな変化がなく、みにくくない程度のも又は色沢の変化が局部的で、美観を損なわない程度のものであること。
	丸身		ないこと。
	割れ		<p>(1) 表面に塗装仕上げを施していないものの干割れ (サンダー等で容易に除去できる程度の割れをいう。以下同じ。) にあつては、目立たないものであること。</p> <p>(2) その他のものにあつては、ないこと。</p>
	虫穴		長径が2mm以下であり、材長0.5m又は0.5m未満の端数につき1個以下であること。
	木理の不整		なわ目、目切れ、及び繊維の交錯の程度が軽いこと
	逆目ぼれ		<p>(1) 表面に塗装仕上げを施したものにあつては、ないこと。</p> <p>(2) その他のものにあつては、ほれなどの程度が深くないもので、サンダー等で容易に除去できる程度のものであること。</p>
	削り残し		ないこと。
	加工仕上げ及び塗装仕上げ		<p>(1) 表面に塗装仕上げを施したものにあつては、平滑、かつ、均一に仕上げられた状態であること。</p> <p>(2) その他のものにあつては、かんな焼け、かんなまくら、刃こぼれあと等が目立たないこと。</p>
	縦継ぎ部の透き間及び数 (縦継ぎしたものに限る。)		透き間が0.3mm以下であり、材長0.5m又は0.5m未満の端数につき1個以下であること。
その他の欠点	軽微であること。		

その他の品質	側面及び木口面の仕上げ	四隅が直角に切断されており、逆目ぼれ、ほれ、毛羽立ち等が施工に支障のないこと。
	側面加工	(1) 根太張の用に供するものについては、さねはぎ加工を施したものであること。 (2) (1) 以外のものについては、あいじゃくり加工等を施したものであること。
	雄ぎねの欠け	(1) 根太張の用に供するものについては、雄ぎねの厚さの中心線上において幅方向に1mm以上欠けている部分(局部的な欠けで集材しないものにあつては、長さが25mm以下の部分を除く。)の長さの合計が雄ぎねの長さの40%以下であること。 (2) その他のものにあつては、利用上支障のないこと。
	曲がり、反り及びねじれ	利用上支障のないこと。ただし、曲がりについては、その矢高がフローリングの長さ60mm当たり、根太張の用に供するものについては1mm以下、直張の用に供するものについては0.3mm以下であること。
	段違い	表面仕上げをしたものにあつては0.3mm以下、その他のものにあつては0.5mm以下であること。
	含水率	15%以下であること。
	寸法	表示された寸法と測定した寸法との差が、次の数値以下であること。 (厚さ) ±0.3mm (幅) ±0.5mm (材長) +制限しない -0mm

### ③スギ・ヒノキ複合構造用合板

合板の日本農林規格(制定:平成15年2月27日農林水産省告示第233号、最終改正:平成26年2月25日農林水産省告示第303号)に定める、下記規格の構造用合板とする。

なお、以下に掲げる基準のほか、表示事項、表示の方法等については同規格の規定を適用する。

規格等 (単位: mm)	厚み	幅	長さ	種類	ホルムアルデヒド
	28	910	1820	1類	F☆☆☆☆

### ④緑化木

区分	規格(樹高)	基準
中木・高木類	H2.0~3.0m	病気や傷が顕著でないこと
低木類	H0.2~0.5m	
生垣類	H1.0~1.5m	

### 別表3（第4条関係）

この事業における木造住宅の構造耐力上主要な部分に使用する製材のうち、次の部材に使用するものを「構造材」とする。

#### 1 軸組工法

- (1) 土台
- (2) 大引
- (3) 管柱
- (4) 通し柱
- (5) 梁、桁、胴差し
- (6) 棟木、母屋

#### 2 枠組壁工法又は木質プレハブ工法

- (1) 土台
- (2) 壁の上枠
- (3) 壁のたて枠
- (4) 壁の下枠
- (5) 構造用合板

#### \*定義

- ・枠組壁工法とは、木材を使用した枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けることにより、壁及び床板を設ける工法をいう。
- ・木質プレハブ工法とは、木材を使用した枠組に構造用合板その他これに類するものをあらかじめ工場で接着することにより、壁及び床板を設ける工法をいう。

別記第1号様式（第10条、第11条関係）

くまもとの木を活かす木造住宅等推進事業（変更）計画書

1 事業の目的

2 事業概要

事業区分	事業量	事業費	事業実施期間	事業募集期間

3 事業費内訳表

事業費 A (B+C)	補助対象経費 B (a+b+c)	左の財源内訳			補助対象外 経 費 C
		県補助金 a	実施主体 b	その他 c	

別記第2号様式（第12条関係）

第 号  
年 月 日

熊本県知事 様

事業実施主体の長 印

年度くまもとの木を活かす木造住宅等推進事業完了届

このことについて、下記のとおり事業を完了しましたので、くまもとの木を活かす木造住宅等推進事業実施要領第12条の規定により報告します。

記

事業内容	交 付 決 定		完 了 年月日	事業費 (円)	う ち 県補助金	摘 要
	年月日	番 号				

確認検査調書

事業名	
実施主体	
事業費（円） （うち県補助金）	
事業実施期間	
検査年月日	
立会人	

上記事業について、関係書類の検査を行ったところ、関係規則等に照らし適正と認められます。

熊本県知事

様

＜和暦＞年（＜西暦＞年） 月 日

検査員 職 氏名

別記第4号様式（第14条関係）

年度くまもとの木を活かす木造住宅等推進事業実績書

1 事業実施の成果

2 事業内容

実施主体		
所在地		
（1）県産資材提供事業	希望者数	
	提供者数	
	県産資材の規格及び数量	
（2）木を活かした景観づくり事業	希望者数	
	補助金交付団体数	
	補助金の交付先及び金額	

- ①（1）については、事業内容の付表として提供者ごとに住所、氏名及び提供した県産資材の数量、寸法、材積等が確認できる表を添付すること。また、希望者のうち抽選により提供できなかった者がある場合は、住所、氏名等を記載した表を添付すること。
- ②（2）については、事業内容の付表として補助金交付団体ごとに住所、団体名、補助金額及び施設等名が確認できる表を添付すること。
- ③（1）及び（2）の完成した施設等のうち、県の広報用として活用できる代表的な施設の写真を添付すること。

3 事業費

事業費 A (B + C)	補助対象経費 B (a + b + c)	左の財源内訳			補助対象外 経 費 C
		県補助金 a	実施主体 b	その他 c	